

令和元年 7 月定例教育委員会  
議案説明資料

議案 5 件

番号	議案第9号	担当	教育総務部教育政策課
議案名	松原市教育振興基本計画策定委員の委嘱及び任命について		
説明	<p>(趣旨及び内容)</p> <p>松原市教育振興基本計画策定委員会の現委員が令和元年7月29日で任期満了となることから、同委員の委嘱及び任命を行うものです。</p> <p>(任 期) 令和元年7月30日から令和2年7月29日</p>		
施行期日等	<p>※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。</p> <p>令和元年7月30日</p>		

松原市教育振興基本計画策定委員会 委員名簿

	氏 名	役職又は所属	分類	備 考
1	にしい かつやす 西井 克泰	武庫川女子大学文学部教授	学識経験者	
2	わかづき けん 若槻 健	関西大学文学部教授	学識経験者	
3	にしだ たかし 西田 孝司	社会教育委員	社会教育関係者	
4	かわはた あやこ 川端 綾子	幼稚園の保護者	学校教育関係者	
5	いのうえ なおと 井上 直人	小学校の保護者	学校教育関係者	
6	えが りょうご 恵我 了悟	中学校の保護者	学校教育関係者	
7	たなか しげる 田中 繁	松原市立松原中学校長	学校教育関係者	
8	たまざわ きみこ 瀧澤 公子	松原市立中央小学校長	学校教育関係者	
9	もり かおり 森 佳織	松原市立まつかぜ幼稚園長	学校教育関係者	
10	いとう てる 伊藤 輝	松原市教育委員会事務局教育総務部長	市職員	

## 松原市教育委員会規則第5号

### 松原市教育振興基本計画策定委員会規則

#### (趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関設置条例（昭和40年条例第20号）第2条の規定に基づき、松原市教育振興基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）の組織、運営その他策定委員会について必要な事項を定めるものとする。

#### (所掌事務)

第2条 策定委員会は、松原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の求めに応じ、松原市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）の策定について審議するものとする。

#### (委員)

第3条 策定委員会は、委員10人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 学校教育関係者
- (3) 社会教育関係者
- (4) 市職員
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認める者

#### (任期)

第4条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 策定委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が定まっていない場合の会議は、教育委員会が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 策定委員会は、会議において必要と認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(検討委員会)

第8条 第2条の所掌事務を遂行するに当たり、必要な基本計画の素案や資料の作成等を行うため、策定委員会の下に松原市教育振興基本計画庁内検討委員会(以下「検討委員会」という。)を置く。

2 検討委員会の運営に関する事項は、教育委員会が別に定める。

(庶務)

第9条 策定委員会の庶務は、教育委員会事務局教育政策課において処理する。

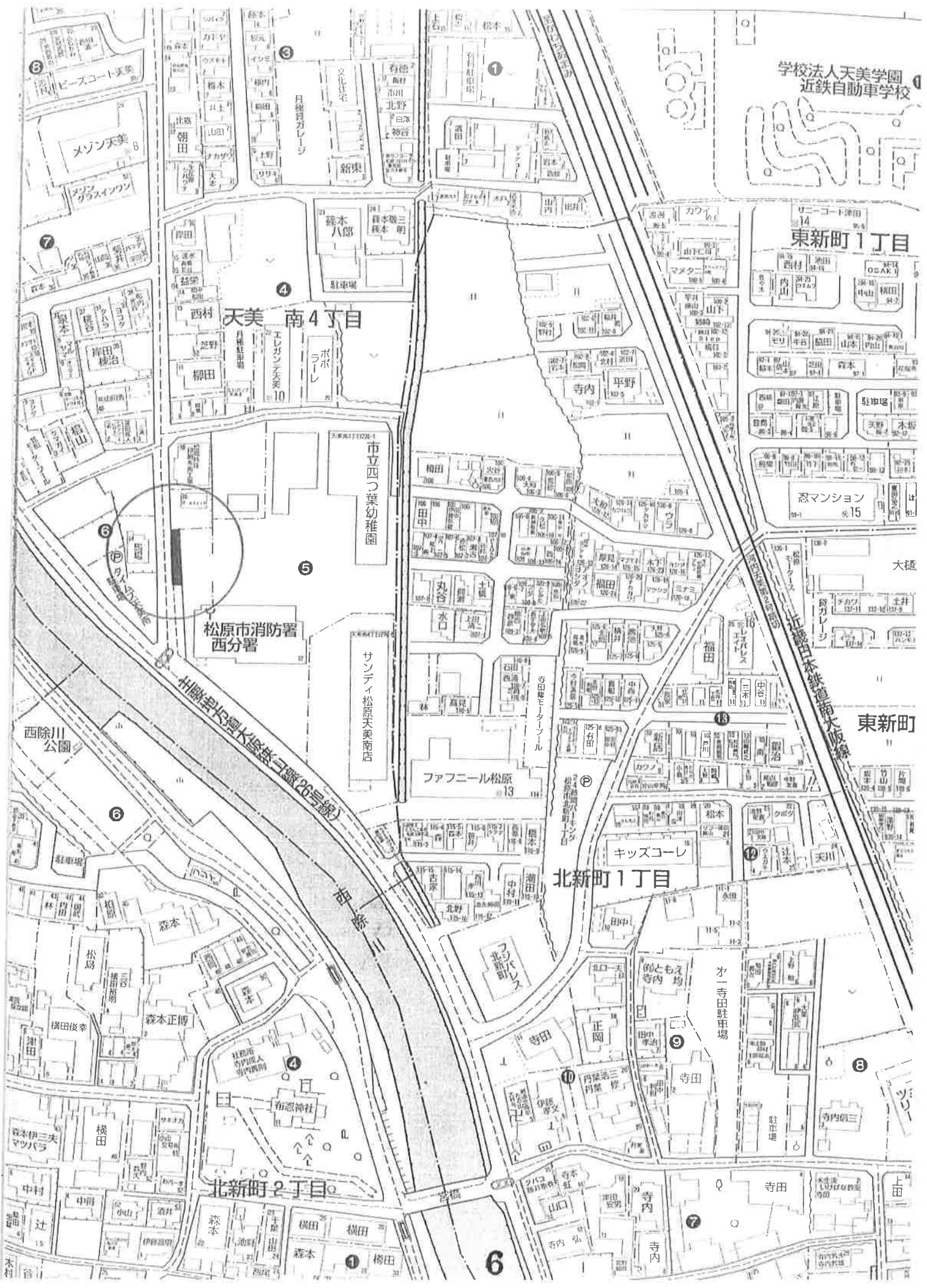
(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

番号	議案第10号	担当	福祉部子ども未来室
議案名	教育財産の用途廃止について		
説明	<p>(趣旨) 教育財産の用途廃止を行うものです。</p> <p>(内容) 四つ葉幼稚園の用地の一部（松原市天美南4丁目276番30、地積69.20㎡）について、現況においては、天美南22号線と接する歩道として、共用しています。今後その部分については、道路の一部として、管理運営することが適当であることから、用途変更するため、教育財産としての用途廃止を行うものです。</p>		



学校法人天美学園  
近鉄自動車学校

東新町1丁目

天美南4丁目

松原市消防署  
西分署

市立四つ葉幼稚園

ファブニール松原

北新町1丁目

キッズコーレ

北新町2丁目

東新町

6

8

9

10

11

12

13

14

15

5

6

6

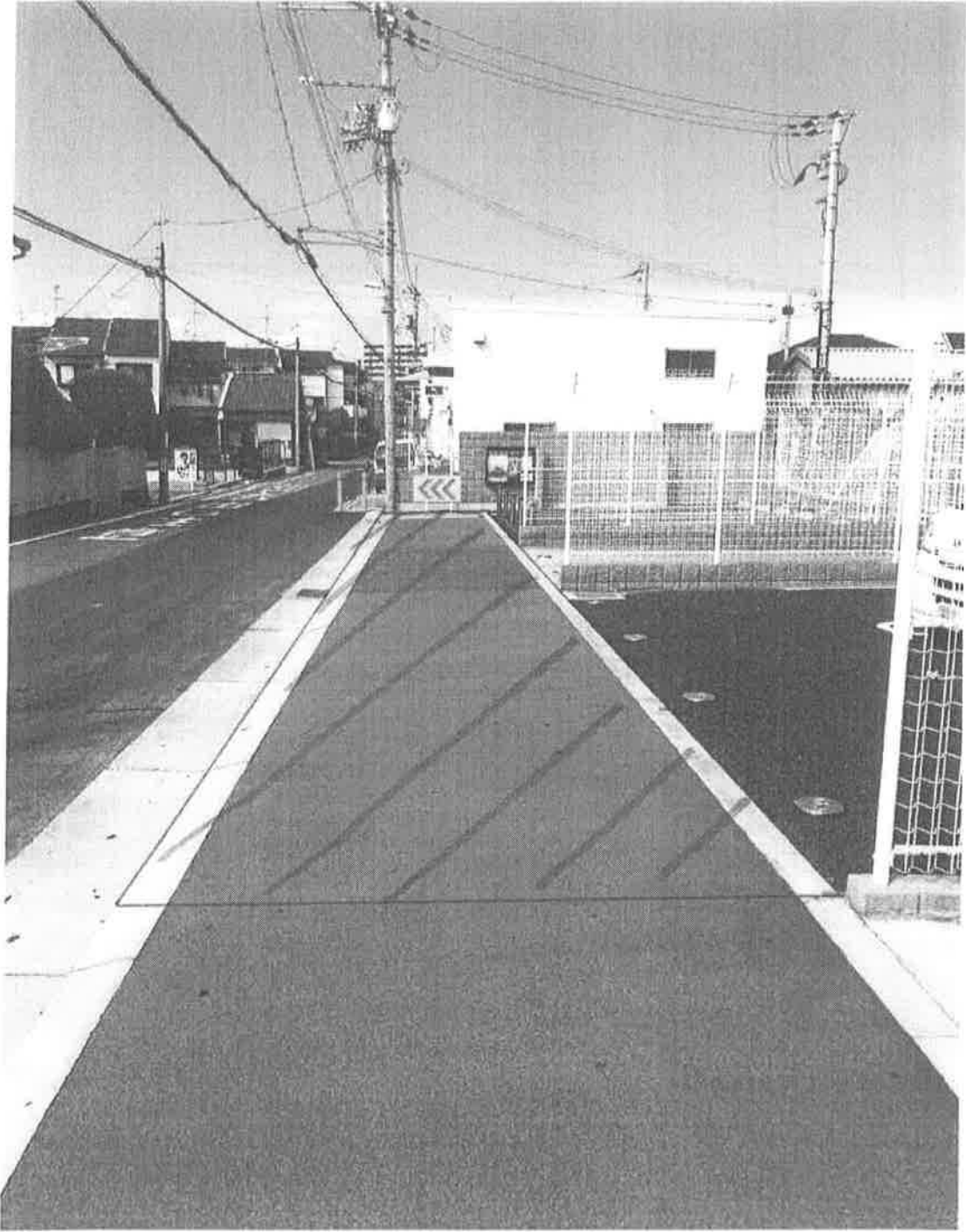
7

8

9

1

4



南側より撮影



番号	第 1 1 号	担当	学校教育部 教育推進課
議案名	令和 2 年度使用松原市立義務教育諸学校教科用図書（中学校「特別の教科 道徳」以外）の採択について		
説明	<p>平成 3 1 年 3 月 2 9 日付、文部科学省初等中等教育局教科書課長名「2 0 2 0 年度（新元号 2 年度）使用教科書の採択事務処理について」で「中学校用教科書の採択について、「特別の教科 道徳」以外の教科書について、新たに採択を行うこととなるが、平成 3 0 年度検定において、新たに合格した図書がなかったため、4 年間の使用実績を踏まえつつ、基本的には前回の平成 2 6 年度検定合格図書等の中から、採択を行うことになること」の記述に基づき、採択するものです。</p>		
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。		

令和2年度使用 中学校教科用図書発行者一覧

種 目	発行者略称	書 名
国 語	東書	新編 新しい国語
	学図	中学校国語
	三省堂	現代の国語
	教出	伝え合う言葉 中学国語
	光村	国語
書 写	東書	新編 新しい書写
	学図	中学校 書写
	三省堂	現代の書写
	教出	中学書写
	光村	中学書写
社 会（地理的分野）	東書	新編 新しい社会 地理
	教出	中学社会 地理 地域にまなぶ
	帝国	社会科 中学生の地理 世界の姿と日本の国土
	日文	中学社会 地理的分野
社会（地 図）	東書	新編 新しい社会 地図
	帝国	中学校社会科地図

社 会 (歴史的分野)	東書	新編 新しい社会 歴史
	教出	中学社会 歴史 未来をひらく
	清水	中学 歴史 日本の歴史と世界
	帝国	社会科 中学生の歴史 日本の歩みと世界の動き
	日文	中学社会 歴史的分野
	自由者	新版 新しい歴史教科書
	育鵬社	[新編] 新しい日本の歴史
	学び舎	ともに学ぶ人間の歴史
社 会 (公民的分野)	東書	新編 新しい社会 公民
	教出	中学社会 公民 ともに生きる
	清水	中学 公民 日本の社会と世界
	帝国	社会科 中学生の公民 より良い社会をめざして
	日文	中学社会 公民的分野
	自由社	新しい公民教科書
	育鵬社	[新編] 新しいみんなの公民
数 学	東書	新編 新しい数学
	大日本	新版 数学の世界
	学図	中学校数学
	教出	中学数学
	啓林館	未来へひろがる数学
	数研	中学校数学
	日文	中学数学

理 科	東書	新編 新しい科学
	大日本	新版 理科の世界
	学図	中学校科学
	教出	自然の探究 中学校理科
	啓林館	未来へひろがるサイエンス
音 楽（一般）	教出	中学音楽 音楽のおくりもの
	教芸	中学生の音楽
音 楽（器楽）	教出	中学器楽 音楽のおくりもの
	教芸	中学生の器楽
美術	開隆堂	美術
	光村	美術
	日文	美術
保健体育	東書	新編 新しい保健体育
	大日本	新版 中学校保健体育
	大修館	保健体育
	学研	新・中学保健体育
技術・家庭 （技術分野）	東書	新編 新しい技術・家庭 技術分野 未来を創る Technology
	学図	新技術・家庭 技術分野
	開隆堂	技術・家庭（技術分野）
技術・家庭 （家庭分野）	東書	新編 新しい技術・家庭 家庭分野 自立と共生を目指して
	学図	新技術・家庭 家庭分野
	開隆堂	技術・家庭（家庭分野）

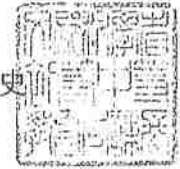
英 語	東書	NEW HORIZON English Course
	開隆堂	SUNSHINE ENGLISH COURSE
	学図	TOTAL ENGLISH
	三省堂	NEW CROWN ENGLISH SERIES New Edition
	教出	ONE WORLD English Course
	光村	COLUMBUS 21 ENGLISH COURSE



30 初教科第33号  
平成31年3月29日

各都道府県教育委員会  
教科書関係事務主管課長 殿

文部科学省初等中等教育局教科書課長  
森友浩



(印影印刷)

### 2020年度（新元号2年度）使用教科書の採択事務処理について（通知）

教科書採択の公正確保については、「教科書採択における公正確保の徹底等について」（平成31年3月29日付け30文科初第1853号文部科学省初等中等教育局長通知）において通知したところですが、円滑な採択事務処理については、下記事項にも十分留意いただくようお願いします。

なお、本通知は、貴教育委員会の教育長及び教育委員、知事部局を含む関係部署のほか、域内の市町村教育委員会並びに国立学校、公立大学法人が設置する学校及び私立学校を含む全ての学校に対しても周知いただくようお願いします。

#### 【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係  
電話 03 (5253) 4111 内線 2576

## 記

### 1 採択に当たっての留意事項について

(1) 小学校用教科書の採択について  
全ての教科書について新たに採択を行うこと。

(2) 中学校用教科書の採択について

「特別の教科 道徳」以外の教科書について新たに採択を行うこととなるが、平成 30 年度検定において新たに合格した図書がなかったため、基本的には前回の平成 26 年度検定合格図書等の中から、採択を行うこととなること。

このため、採択において参考とできるよう、平成 26 年度検定合格図書に関する教科書編集趣意書を文部科学省ホームページに掲載しているほか、平成 27 年度教科書見本の時点から変更のあった箇所についてまとめたものを、一般社団法人教科書協会より各都道府県教育委員会に対して 4 月中に送付することを予定していること。

例年どおり、採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえた上で、適切に採択が行われることが必要となるが、その際、4 年間の使用実績を踏まえつつ、平成 27 年度採択における調査研究の内容等を活用することも考えられること。

(3) 高等学校用教科書の採択について

現行の高等学校学習指導要領（平成 21 年文部科学省告示第 34 号。以下「平成 21 年学習指導要領」という。）の適用を受ける生徒が使用する教科書は、「高等学校用教科書目録（2020 年度（新元号 2 年度）使用）」の第 1 部に掲載されている教科書のうちから採択しなければならないこと。

従前の高等学校学習指導要領（平成 11 年文部省告示第 58 号。以下「平成 11 年学習指導要領」という。）の適用を受ける生徒が使用する教科書は、同目録の第 2 部に掲載されている教科書のうちから採択すること。

(4) 学校教育法附則第 9 条第 1 項に規定する教科用図書の採択について

① 学校教育法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律 39 号）による改正後の学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号。以下「改正学校教育法」という。）附則第 9 条第 1 項の規定により特別支援学校の小学部及び中学部並びに特別支援学級において使用する教科書以外の教科用図書（以下「特別支援学校・学級用一般図書」という。）の採択並びに同条の規定により高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）において使用する教科書以外の教科用図書の採択に当たっては、採択権者は教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を選定すること。

② 特別支援学校・学級用一般図書の採択に際しては、まずは文部科学省著作教科書の使用の適否とともに、文部科学大臣の検定を経た下学年用教科書の採択の適否を十分考慮すること。その上で、これら以外の図書を採択することが適当である場合には、以下の（ア）から（オ）までの事項に、特に留意すること。

- (ア) 児童生徒の障害の種類・程度，能力・特性に最もふさわしい内容（文字，表現，挿絵，取り扱う題材等）の図書が適切であること。
  - (イ) 可能な限り体系的に編集されており，教科の目標に沿う内容を持つ図書が適切であること（特定の題材又は一部の分野しか取り扱っていない参考書，図鑑類，問題集等の図書は適切ではない。）。
  - (ウ) 上学年で使用する図書や，採択する他教科の図書との関連性も考慮すること。
  - (エ) 価格については，前年度の実績を考慮するなどし，高額なものに偏ることのないようにすること。
  - (オ) 別途送付している「平成 32 年度（新元号 2 年度）用一般図書一覧」（平成 31 年 3 月 1 日付け事務連絡参照）を参考にしつつ，それ以外の図書も含めて最も適切なものを採択すること。
- ③ 拡大教科書及び点字教科書のうちボランティア団体が作成するものについて，全分冊の一括供給が困難である場合においては，年度当初の授業で使用される分冊が授業開始前に供給され，以降の供給も授業に支障が生じない時期に供給可能であることが必要であること。  
なお，分冊となっている一般図書や弱視児童生徒のための拡大教科書，点字教科書については，教科書と同様に分冊本を採択できるが，その供給については，教科書と同様の時期に一括して行われるものであること。
- ④ 特別支援学校・学級用一般図書を採択する場合には，採択した図書が支障なく供給されるよう図書の種類，発行部数及び発行者の所在地等について把握した上で，平成 31（2019）年度中に供給可能であるかどうかを十分に確認しておくこと。  
なお，2020 年度（新元号 2 年度）用特別支援学校・学級用一般図書の需要数を取りまとめた後，改めて文部科学省から当該発行者に対し，供給が可能かどうか確認をすることになるため，その結果，絶版や在庫不足等の理由により，発行者が供給に応じられない場合もあることに留意すること。

## 2 教科書見本の送付について

- (1) 教科書見本の送付先と送付部数の上限は「教科書採択の公正確保について」（平成 31 年 3 月 29 日付け 30 文科初第 1854 号文部科学省初等中等教育局長通知）において教科書発行者に対して指導がなされているので参照すること。
- (2) 教科書発行者に対しては，採択事務に支障のないよう教科書見本を制作し次第，4 月末日（教科書センターについては 5 月末日）までに送付するよう求めていること。
- (3) 高等学校用教科書見本については，各高等学校にも送付できることとしているが，翌年度以降の採択替えの際の調査研究に支障が生じないよう，各学校において教科書見本の適切な保管・管理を行うよう努めること。



### 3 教科書展示会について

- (1) 教科書展示会は、教育関係者の教科書研究の便宜を図り、一般公開を通じて、地域住民等の多くの方々に教科書に触れていただくための取組であり、教科書展示会の開催に係る経費は、地方交付税で措置されていること。
- (2) 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第5条の規定に基づく教科書展示会は、例年どおり、6月10日以降の最初の金曜日である6月14日から14日間（法定展示期間）開催すること（平成31年文部科学省告示第41号）。
- (3) 法定展示期間外であっても、教科書展示会を開催することは可能であり、法定展示期間の前後にも展示を行ったり、移動展示会や図書館や公民館等における展示を行うなど、広く地域住民の方々が、展示会に参加できるよう工夫すること。  
また、拡大教科書及び点字教科書や、学習障害やその他発達障害等により、教科書に一般的に使用されている文字等を認識することが困難な児童生徒向けに作成されている音声教材についても、教科書展示会等の機会を活用し、普及促進を図っていくことが望ましいこと。その際、平成27年3月に全国の教科書センターに配布したサンプル集や、平成29年1月に全国の都道府県教育委員会及び市町村教育委員会に配布したサンプル集を活用することも考えられること。
- (4) 都道府県教育委員会は、教科書展示会において、改正学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書を展示することができるが、その際、これらの図書の見本は、基本的には都道府県教育委員会が購入することが適切であること。
- (5) 各都道府県教育委員会は、教科書展示会の開催時期・場所等について、教育関係者はもとより、保護者等広く一般にも積極的に周知を図ること。なお、文部科学省ホームページにおいても、各都道府県教育委員会が開催する教科書展示会についての情報を公開することとしていること。
- (6) 教科書見本が送付されない場合を除いて、教科書展示会の出品教科書については、その取扱い上の差別をしてはならないこと。
- (7) 上記の教科書展示会に出品された教科書見本については、展示後1年間保存することとされていることに留意すること（翌年度使用教科書のみ）。

### 4 需要数報告について

- (1) 需要数の報告は、文部科学大臣が教科書発行者に対して行う発行指示の基礎となる数を把握するためのものであり、都道府県教育委員会においては、国立学校、公立大学法人が設置する学校及び私立学校分も含めて需要数の把握を適切に実施し、報告後に生じたやむを得ない事情による場合を除き、可能な限り正確な需要数を把握するものとする。
- (2) 都道府県教育委員会においては、市町村教育委員会等からの需要数の報告について、適切なスケジュール管理を行い、各都道府県教育委員会から文部科学大臣への需要数報告期限（9月16日）を遵守すること。

- (3) 需要数報告後の大幅な需要数変更は、教科書の発行及び供給に混乱を生じさせることにもつながりかねないので、学校や学科の新設・廃止等、新たに採択する必要が生じた場合によるほかは、極力変更がないよう、正確な需要数の把握に努めること。
- なお、やむを得ない事情により需要数を変更する場合には、採択権者は都道府県教育委員会及び教科書取扱書店に、都道府県教育委員会は文部科学大臣に報告するとともに、教科書・一般書籍供給会社に連絡すること。また、この需要数報告の変更及び連絡は、教科書の製造・供給に支障が生じないように、遅くとも教科書を使用することとなる年度の前年度の12月末までに行うこと。
- (4) 高等学校においては、平成21年学習指導要領の適用を受ける生徒が使用する教科書と、平成11年学習指導要領の適用を受ける生徒が使用する教科書は異なるので、需要数報告に当たっては混同することのないよう十分注意すること。
- (5) 特別支援学級・学校用一般図書及び教科用特定図書等の需要数報告については、別途送付する通知を参照すること（※教科用特定図書等：教科書に代えて使用する拡大教科書及び点字教科書）。
- (6) 昨年度と同様、必要とする児童生徒に音声教材を円滑に提供できるよう、障害のある児童生徒が使用する音声教材の需要数を把握するための調査を実施予定であること。なお、教科書関係事務主管課のみではなく、特別支援教育関係事務主管課とも連携を図り、音声教材の需要を適切に把握し、普及推進に積極的に取り組むこと。

## 5 教科書センターについて

- (1) 教科書センターは、教科書を常時展示し、教科書の調査研究の便宜を図るとともに、保護者や地域住民等も利用することを目的として設けられた施設であること。
- (2) 教科書センターについては、新設、移転（住所表示の変更を含む。）、名称変更、廃止の場合又は既設の教科書センターにおいて展示する教科書の種類（小・中・高・特別支援学校）の変更があった場合には、その旨を文部科学省初等中等教育局教科書課に報告すること。
- 報告の様式は任意であるが、教科書センターの名称、住所、設置場所、電話番号、展示教科書の種類について、変更前と変更後のものが分かる形で示すとともに、変更後の都道府県内の教科書センターの一覧表及び変更についての簡単な理由を付記すること。

## 6 義務教育諸学校用教科書の採択地区の設定又は変更について

- (1) 採択地区がより適切なものとなるよう、採択地区の設定又は変更に当たっては、各市町村教育委員会の意向等を踏まえるとともに、随時その状況を把握すること。
- (2) 採択地区を設定し、又は変更したときは、無償措置法第12条第3項の規

定に基づき、告示を行い、関係者に周知するとともに、文部科学大臣にその旨を速やかに報告すること。その際、以下の資料を添付すること。

- ① 採択地区変更に係る告示の写し
- ② 採択地区の区域及び名称を明示した地図（構成市町村の境界を点線で示すこと）
- ③ 採択地区変更に係る理由書
- ④ 変更前及び変更後の採択地区の名称及び構成市町村名等を対照する書類

(3) 採択地区の変更に際して、教科書の採択方法・給与の可否等に不明な点がある場合には、事前に文部科学省初等中等教育局教科書課まで相談すること。

#### 7 小学校・中学校・高等学校用教科書の今後の検定・採択のスケジュールについて

小学校については2020年度（新元号2年度）から、中学校については2021年度（新元号3年度）から、高等学校については2022年度（新元号4年度）から、新しい学習指導要領が実施される予定となっており、2020年度以降の採択事務処理の準備に当たっては、今後の検定・採択のスケジュールについての別記の表を参照すること。

以上

【別記】検定・採択の周期

年度（西暦）		25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)	
学校種別等区分												
小学校	検定	◎			◆	◎	◎				◎	
	採択		△			▲	△	△				
	使用開始			○			●	○	○			
中学校	検定		◎			◆	◎	◎				
	採択			△			▲	△	△			
	使用開始				○			●	○	○		
高等学校	主として 低学年用	検定			◎				◎	◎		
		採択				△				△	△	
		使用開始	○								○	○
	主として 中学年用	検定				◎				◎	◎	
		採択	△				△				△	△
		使用開始		○				○				○
	主として 高学年用	検定	◎				◎				◎	◎
		採択		△				△				△
		使用開始			○				○			

◎：検定年度

△：直近の検定で合格した教科書の初めての採択が行われる年度

○：使用開始年度（小・中学校は原則として4年ごと）

◆：「特別の教科 道徳」の教科書の検定年度

▲：直近の検定で合格した「特別の教科 道徳」の教科書の初めての採択が行われる年度

●：「特別の教科 道徳」の使用開始年度

※ 小学校には義務教育学校の前期課程を，中学校には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を，高等学校には中等教育学校の後期課程を含む。

※ 太線以降は，学習指導要領改訂後の教育課程の実施に伴う教科書についてである。

※ 小学校における平成30年度，中学校における平成31年度においては，「特別の教科 道徳」を除く各教科の教科書についての採択が行われる。

番号	議案第12号	担当	学校教育部 教育推進課
議案名	令和2年度使用松原市立義務教育諸学校教科用図書（中学校「特別の教科 道徳」）の採択について		
説明	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条の規定に基づき、令和2年度使用教科用図書について、令和元年度と同一の教科書を採択するものです。		
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。		

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

発令 　　：昭和38年12月21日法律第182号

最終改正：令和1年6月14日号外法律第37号

改正内容：令和1年6月14日号外法律第37号[令和1年6月14日]

○義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

〔昭和三十八年十二月二十一日法律第百八十二号〕

〔大蔵・文部大臣署名〕

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律をここに公布する。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 無償給付及び給与（第三条—第九条）

第三章 採択（第十条—第十七条）

第四章 発行（第十八条—第二十二条）

第五章 罰則（第二十三条・第二十四条）

附則

（同一教科用図書を採択する期間）

第十四条 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

## 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令

発令　　：昭和39年2月3日政令第14号

最終改正：平成30年12月27日号外政令第355号

改正内容：平成30年12月27日号外政令第355号[平成31年4月1日]

## ○義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令

〔昭和三十九年二月三日政令第十四号〕

〔大蔵・文部大臣署名〕

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令をここに公布する。

## 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令

内閣は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）第六条、第九条、第十一条第二項、第十四条、第十七条、第十八条第一項第二号及び附則第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（同一教科用図書を採択する期間）

第十五条　法第十四条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間（以下この条において「採択期間」という。）は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）附則第九条第一項に規定する教科用図書を採択する場合を除き、四年とする。

- 2　採択期間内において採択した教科用図書（以下この条において「既採択教科用図書」という。）の発行が行われないこととなつた場合その他の文部科学省令で定める場合には、新たに既採択教科用図書以外の教科用図書を採択することができる。
- 3　前項に規定する場合（教育課程の基準の変更に伴い既採択教科用図書の発行が行われないこととなつた場合を除く。）において、新たに採択する教科用図書についての採択期間は、第一項の規定にかかわらず、既採択教科用図書についての採択期間から文部科学省令で定める期間を控除した期間とする。

番号	第13号	担当	学校教育部 教育推進課
議案名	令和2年度使用松原市立義務諸学校教科用図書（小学校）の採択について		
説明	学習指導要領の改正により、小学校の令和2年度使用教科用図書について全ての教科書について新たに採択するものです。		
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。		